官報

号外

国会会議録

令和八年三月三十日

○第二百二十一回国会　衆議院会議録　第九号

令和八年三月三十日（月曜日）

令和八年三月三十日
　午後零時三十分　本会議

○本日の会議に付した案件
　令和八年度一般会計暫定予算
　令和八年度特別会計暫定予算
　令和八年度政府関係機関暫定予算

午後零時三十二分開議

○議長（森英介君）　これより会議を開きます。

○議長（森英介君）　御報告することがあります。
　永年在職議員として表彰された元議員谷畑孝君は、昨年十二月二十三日逝去されました。痛惜の念に堪えません。謹んで御冥福をお祈りいたします。
　谷畑孝君に対する弔詞は、議長において去る二十七日既に贈呈いたしております。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は　多年憲政のために尽力し　特に院議をもってその功労を表彰され　さきに経済産業委員長　決算行政監視委員長　海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員長の要職にあたられた従三位旭日大綬章　谷畑孝君の長逝を哀悼し　つつしんで弔詞をささげます

○小寺裕雄君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。
　令和八年度一般会計暫定予算、令和八年度特別会計暫定予算、令和八年度政府関係機関暫定予算、右三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（森英介君）　小寺裕雄君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森英介君）　御異議なしと認めます。

令和八年度一般会計暫定予算
令和八年度特別会計暫定予算
令和八年度政府関係機関暫定予算

○議長（森英介君）　令和八年度一般会計暫定予算、令和八年度特別会計暫定予算、令和八年度政府関係機関暫定予算、右三案を一括して議題といたします。
　委員長の報告を求めます。予算委員長坂本哲志君。

令和八年度一般会計暫定予算及び同報告書
令和八年度特別会計暫定予算及び同報告書
令和八年度政府関係機関暫定予算及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔坂本哲志君登壇〕

○坂本哲志君　ただいま議題となりました令和八年度一般会計暫定予算外二案につきまして、予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
　この暫定予算三案は、四月一日から四月十一日までの期間について編成されたものであります。
　一般会計暫定予算の歳出総額は八兆五千六百四十一億円であり、人件費、事務費等の経常的経費のほか、既定施策に係る経費について、暫定予算期間中における行政運営上必要最小限の金額を計上いたしております。
　ただし、国民生活等に支障が生じないよう、いわゆる高校無償化、学校給食費の抜本的な負担軽減など、期間中に特に必要があるものについては、新規施策に係る経費についても計上いたしております。
　歳入総額は六百四十四億円であり、期間中の税収及びその他収入の見込額を計上いたしております。
　以上の結果、八兆四千九百九十七億円の歳出超過となりますが、国庫の資金繰りについては、必要に応じて財務省証券を発行できることといたしております。
　特別会計及び政府関係機関につきましても、一般会計に準じて暫定予算が編成されております。
　この暫定予算三案は、去る二十七日本委員会に付託され、本日、片山財務大臣から趣旨の説明を聴取した後、質疑が行われました。質疑終局後、討論、採決の結果、いずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
　以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（森英介君）　三案を一括して採決いたします。
　三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森英介君）　起立多数。よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

――――◇――――

○議長（森英介君）　本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十八分散会

――――◇――――

出席国務大臣

内閣総理大臣	高市　早苗君
総務大臣	林　芳正君
法務大臣	平口　洋君
外務大臣	茂木　敏充君
財務大臣	片山さつき君
文部科学大臣	松本　洋平君
厚生労働大臣	上野賢一郎君
農林水産大臣	鈴木　憲和君
経済産業大臣	赤澤　亮正君
国土交通大臣	金子　恭之君
環境大臣	石原　宏高君
防衛大臣	小泉進次郎君
国務大臣	あかま二郎君
国務大臣	小野田紀美君
国務大臣	城内　実君
国務大臣	黄川田仁志君
国務大臣	木原　稔君
国務大臣	牧野たかお君
国務大臣	松本　尚君

――――◇――――

○議長の報告

（報告書受領）

一、去る二十七日、内閣から次の報告書を受領した。

地方財政法第三十条の二第一項の規定に基づく地方財政の状況報告書

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第三十六条の規定に基づく令和七年における通信傍受等に関する報告

アルコール健康障害対策基本法第十二条第六項の規定に基づくアルコール健康障害対策推進基本計画の変更の報告

国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において防衛省の職員の人事交流について準用する同法第二十三条第二項の規定に基づく令和七年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告

一、去る二十七日、内閣を経由して国土交通大臣金子恭之君から、次の報告書を受領した。

観光立国推進基本法第十条第五項において準用する同条第四項の規定に基づく観光立国推進基本計画の変更の報告

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任	補欠
塩崎　彰久君	伊藤　聡君
伊藤　聡君	塩崎　彰久君

（議案提出）

一、去る二十七日、議員から提出した議案は次のとおりである。

障害者及びその家族に対する福祉、教育等に係る支援に関する施策の総合的な推進に関する法律案（森ようすけ君外二名提出）

一、去る二十七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

令和八年度一般会計暫定予算
令和八年度特別会計暫定予算
令和八年度政府関係機関暫定予算
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案
下水道法等の一部を改正する法律案
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案

（議案受領）

一、去る二十七日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律案

（議案付託）

一、去る二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

令和八年度一般会計暫定予算
令和八年度特別会計暫定予算
令和八年度政府関係機関暫定予算
以上三件　予算委員会　付託

（質問書提出）

一、去る二十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

政治資金規正法に関する質問主意書（緒方林太郎君提出）

（答弁書受領）

一、去る二十七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員早稲田ゆき君提出在日米軍基地従業員の給与支払日に関する質問に対する答弁書

――――――

令和八年三月十七日提出
質問第四号

在日米軍基地従業員の給与支払日に関する質問主意書

提出者　早稲田ゆき

在日米軍基地従業員の給与支払日に関する質問主意書

在日米軍基地に勤務する労務提供契約に基づく従業員（以下「基地従業員」という。）の給与支払日について、以下質問する。

基地従業員の給与は一般に「末日締め・翌月十日払い」とされている。しかしながら、当該十日が土曜日、日曜日又は祝日に当たる場合、前営業日に支払うのではなく、休日明けの営業日に支払われる運用が行われているとの指摘がある。この結果、実際の賃金支払いが当初定められた支払日より後日にずれ込む、いわゆる遅配が生じているとされる。

また、この運用は少なくとも三十年以上継続しているとされ、給与支払予定日を前年の段階で作成する際に、休日に当たる日がそのまま支払日として設定され、結果として当初から支払いが後日にずれ込む日程が組まれているとの指摘もある。

さらに、二〇二六年度の給与支払日をめぐる労使協議では、特に五月支払い分について問題が生じている。二〇二五年度には在日米陸軍が労務管理機構（ＬＭＯ）へのペイロール提出を前倒しすることにより給与計算を早期に行い、五月支払いについて十日前払い（九日支払い）を実現したとされる。

一方、二〇二六年度の協議では、在日米海軍横須賀が契約担当官代理者に対する基本指令（ＳＩ）を理由としてペイロール提出の前倒しに応じず、また労務管理機構からは社会保険料等の外部機関との調整や日本銀行の事務手続期限を理由に、最短でも五月十二日支払いになるとの説明がなされているとされる。

これに対し労働組合側は、月末以前にペイロールを作成して前倒し提出を行えば十日又は十日前払いは可能であり、月末までの残業などの変動分については後日「過誤調整」により対応できると主張している。また在日米陸軍はこの方式に協力する姿勢を示しているとされる。

労働基準法第二十四条は、賃金について「毎月一回以上一定の期日を定めて支払わなければならない」と規定しており、その趣旨は賃金の支払日を確定的なものとすることで労働者の生活の安定を確保することにあると解されている。

基地従業員の給与は日本政府が国費により支払うものであり、その労務管理については日本政府が責任を負う立場にある。在日米軍の内部事務や手続を理由として賃金の支払いが後日にずれ込むことが常態化しているとすれば、労働関係法令の趣旨や適正な労務管理の観点から問題があると考えられる。

以上を踏まえ、以下質問する。

一　基地従業員の給与支払日が土曜日、日曜日又は祝日に当たる場合、前営業日に支払うのではなく休日明けの営業日に支払われているとの指摘について、政府はその事実を把握しているか。また、このような運用は労働基準法第二十四条の「一定期日払い」の趣旨に照らして問題はないと考えているのか、政府の見解を示されたい。

二　在日米軍の事務処理やペイロール提出時期、又は労務管理機構における給与計算事務及び外部機関との調整等を理由として給与支払いが後日にずれ込む運用が行われているとの指摘について、日本政府としてどのような責任の下で賃金支払の確実性を担保しているのか、政府の見解を示されたい。

三　在日米軍の一部部隊においては、ペイロール提出の前倒しや過誤調整の活用により十日払い又は前倒し払いが実現しているとの指摘もある。政府として、基地従業員の給与支払いについて休日による遅配が生じないよう、支払日設定又は事務手続の改善を含め、必要な措置を講ずる考えはあるか。

四　労働基準法第二十四条における「一定期日払い」の趣旨に照らし、あらかじめ休日に当たる日を支払日として設定し、その結果として実際の賃金支払いが後日にずれ込む運用は同条の趣旨に適合すると解されるのか、政府としての法令解釈を示されたい。

五　前問の法令解釈について、厚生労働省の見解を併せて示されたい。

六　基地従業員の給与は国費により支払われていることに鑑み、三十年以上にわたり休日による遅配が常態化しているとの指摘がある現状について、政府として是正の必要性をどのように認識しているのか。また、今後改善に向けた具体的な検討を行う考えはあるか、明らかにされたい。

七　基地従業員の給与支払日については、従業員の就業規則とされる基本労務契約及び諸機関労務協約に明確な記載がないとされている。他方、これらの契約及び協約を補完し、詳細な運用を定めるものとされる「契約担当官代理者に対する基本指令」の第五条第二項には、在日米軍の使用する労働者に対する給与支払いについて、日本国政府の責務として「月の十日までに従業員に給与を支払うこと」等が記載されているとされる。

労働基準法第十五条においては、賃金の決定、計算及び支払の方法並びに賃金の締切及び支払の時期は労働条件の絶対的明示事項とされており、労働者の採用時に書面等により明示することが義務付けられている。

基地従業員に対して毎月十日給与払いとされていることについて、労働基準法の規定に基づきどのような方法で明示が行われているのか。また、給与支払日が土曜日、日曜日又は祝日に当たる場合の取扱いについて、従業員に対してどのような説明又は明示がなされているのか、政府の見解を示されたい。

八　一般に、給与支払日が土曜日、日曜日又は祝日に当たる場合、給与支払いを前営業日に行うのか、又は休日明けの営業日に行うのかについては、就業規則等において定め、従業員に周知することが必要とされている。

しかしながら、基地従業員の就業規則とされる基本労務契約及び諸機関労務協約には、そのような規定が明確に記載されていないとの指摘がある。雇用主としての日本政府は、この点についてどのように整理し、どのような法的根拠の下で現在の運用を行っているのか。

また、神奈川県内の基地においては実態として給与支払いが休日後に後ろ倒しとなっているとの指摘があるが、その根拠は何か。さらに、今後この点について条文の追加等の形で契約又は協約を改正する考えはあるのか、政府の見解を示されたい。

九　民間企業又は公務員の場合、給与支払日が土曜日、日曜日又は祝日に当たる場合には、前営業日に前倒しして支払う例が一般的であるとされる。これは給与支払いが後ろ倒しとなった場合、従業員の家賃、公共料金その他の支払いに支障を生ずるおそれがあるためであると考えられる。

他方、基地従業員の場合には、給与支払いが十三日又は十四日となる事例もあるとの指摘があり、従業員の生活に支障を来しているとの声もある。このような状況について政府としてど

のように認識しているのか。また、今後どのように改善又は解消を図っていく考えであるのか、政府の見解を示されたい。

十　賃金の遅配については、労働基準法第二十四条との関係で問題となり得るものであり、賃金の支払いが遅れた場合には遅延損害金の発生等の問題が生ずる可能性があるとの指摘もある。

　給与支払日が土曜日、日曜日又は祝日に当たる場合の取扱いについて明確な規定がなく、また就業規則等において十分に周知されていないとすれば、従業員が給与支払日を毎月十日であると理解し、実際の支払いがそれより後となった場合に遅配ではないかとの疑問を抱くことも不自然ではない。

　毎年四月に労務管理機構（ＬＭＯ）から年度の給与支払日表が従業員に配布されているとされるが、これについて従業員から「遅配ではないのか」との指摘があった場合、政府又は労務管理機構はどのように説明しているのか。また、その説明の法的根拠は何か、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質二二一第四号

令和八年三月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

衆議院議長　森　英介殿

衆議院議員早稲田ゆき君提出在日米軍基地従業員の給与支払日に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員早稲田ゆき君提出在日米軍基地従業員の給与支払日に関する質問に対する答弁書

一の前段について

　御指摘の「基地従業員の給与支払日が土曜日、日曜日又は祝日に当たる場合、前営業日に支払うのではなく休日明けの営業日に支払われている」の意味するところが必ずしも明らかではないが、駐留軍等労働者の給与については、駐留軍従業員就業規則に基づき支払をしているところであり、十で御指摘の「年度の給与支払日表」（以下「年度計画」という。）で事前に支払日を定めて支払っている。

一の後段、四及び五について

　御指摘の「このような運用」及び「実際の賃金支払いが後日にずれ込む運用」の意味するところが必ずしも明らかではないが、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十四条第二項において、「賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。」と規定されているところ、給与の支払日として定めた一定の期日が休日に当たる場合に当該期日を繰り上げ又は繰り下げることとすることは、同項に違反しないものと解している。

　なお、駐留軍従業員就業規則における給与の支給の時期に係る規定を変更することについて、全駐留軍労働組合と調整を図りながら、米国政府との協議を行っているところである。

二及び七の後段について

　御指摘の「給与支払いが後日にずれ込む運用」、お尋ねの「どのような責任の下で賃金支払の確実性を担保」及び御指摘の「給与支払日が土曜日、日曜日又は祝日に当たる場合」の意味するところが必ずしも明らかではないが、給与の支払日については、年度計画を事前に作成し、全駐留軍労働組合に説明の上、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）のホームページに掲載するなどして、駐留軍等労働者に事前に周知した上で、給与を支払っているところである。

三、六及び九について

　御指摘の「休日による遅配」、「三十年以上にわたり休日による遅配が常態化している」及び「従業員の生活に支障を来している」の意味するところが必ずしも明らかではないが、二及び七の後段についてでお答えしたとおり、給与の支払日を駐留軍等労働者に事前に周知した上で、給与を支払っているところである。

　なお、駐留軍従業員就業規則における給与の支給の時期に係る規定を変更することについて、全駐留軍労働組合と調整を図りながら、米国政府との協議を行っているところである。

七の前段について

　給与の支払日については、駐留軍等労働者との労働契約の締結時に、年度計画等を書面の交付により明示するとともに、機構のホームページに掲載し、周知しているところである。

八の前段及び後段について

　御指摘の「そのような規定が明確に記載されていない」及びお尋ねの「法的根拠」の意味するところが必ずしも明らかではないが、駐留軍従業員就業規則における給与の支給の時期に係る規定を変更することについて、全駐留軍労働組合と調整を図りながら、米国政府との協議を行っているところである。

　また、二及び七の後段についてでお答えしたとおり、給与の支払日については、年度計画を事前に作成し、同組合に説明の上、機構のホームページに掲載するなどして、駐留軍等労働者に事前に周知を行っている。

八の中段について

　御指摘の「神奈川県内の基地においては実態として給与支払いが休日後に後ろ倒しとなっている」の意味するところが必ずしも明らかではないが、二及び七の後段についてでお答えしたとおり、給与の支払日については、年度計画を事前に作成し、全駐留軍労働組合に説明の上、駐留軍等労働者に事前に周知した上で、給与を支払っているところである。

十について

　御指摘の「賃金の遅配」及びお尋ねの「その説明の法的根拠」の意味するところが必ずしも明らかではないが、二及び七の後段についてでお答えしたとおり、給与の支払日については、年度計画を事前に作成し、全駐留軍労働組合に説明の上、駐留軍等労働者に周知した上で、給与を支払っているところであり、引き続き、駐留軍等労働者に丁寧に説明してまいりたい。

令和八年度一般会計暫定予算

右

国会に提出する。

令和八年三月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

令和８年度一般会計暫定予算

予算総則

（歳入歳出暫定予算）

第１条　令和８年度歳入歳出暫定予算は、歳入64,449,122千円、歳出8,564,101,351千円とし、「甲号歳入歳出暫定予算」に掲げるとおりとする。

（暫定予算の期間）

第２条　この暫定予算は、令和８年４月１日から４月11日までの期間に係るものである。

（歳入歳出暫定予算の内訳）

第３条　歳入歳出暫定予算の内訳として、「歳入暫定予算明細書」及び各省各庁の「暫定予算予定経費要求書」は、別に添付する。

（一時借入金等の最高額）

第４条　「財政法」第７条第３項の規定による財務省証券及び一時借入金の最高額は、8,500,000,000千円とする。

（復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲）

第５条　「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」の規定による復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲は、次に掲げるとおりとする。

主管	部	款	項
農林水産省	雑収入	諸収入	東日本大震災復興公共事業費負担金

２　前項に規定するもののほか、「平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」第９条第３項の規定による特定原子力損害の賠償請求権その他の国が有する原子力損害に係る請求権若しくは求償権の行使による収入その他原子力事故に起因する収入、国家公務員宿舎の削減計画に基づき用途が廃止された宿舎の跡地等の売却益に相当する収入又は平成23年度の一般会計補正予算（第３号）に計上された復興費用に関連して発生する貸付金等回収金収入、雑納付金、弁償及返納金等があった場合においては、当該収入は、前項に規定する復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲に属するものとする。

（損失補償契約等の限度額）

第６条　次の表の左欄に掲げる契約の金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

区分	限度額（千円）	
「原子力損害賠償補償契約に関する法律」第８条の規定による金額の限度	補償契約金額の合計額	8,000,000
「農業改良資金融通法」第９条第３項の規定による金額の限度	令和８年度以降15箇年度間を通ずる利子補給金の総額	19,473
「農業経営基盤強化促進法」第14条の９第３項の規定による金額の限度	令和８年度以降20箇年度間を通ずる利子補給金の総額	119,222
「農業経営基盤強化促進法」附則第10項の規定による金額の限度	令和８年度以降27箇年度間を通ずる利子補給金の総額	229,672

（債務保証契約の限度額）

第７条　次の表の左欄に掲げる法人が負担する債務につき、中欄に掲げる法律の規定により政府が保証することができる金額の限度は、右欄に掲げるとおりとする。

債務	根拠規定	金額の限度
独立行政法人住宅金融支援機構 住宅金融支援機構債券に係る債務	「独立行政法人住宅金融支援機構法」第20条	額面総額15,000,000千円及びその利息に相当する金額

２　前項に規定する債券の発行価格が額面金額を下回るときは、発行価格差減額をうめるため法令の規定に従い発行する債券の額面金額及びその利息に相当する金額を同項に定める限度額に加算した金額を限度額とする。

（予算の移替え）

第８条　次の表の左欄及び中欄に掲げる所管及び組織のそれぞれの右欄の項に係る予算を使用する場合においては、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算の移替えをすることができる。

所管	組織	項
内閣府	内閣本府	沖縄開発事業費
	地方創生推進事務局	特定地域づくり事業推進費
	科学技術・イノベーション推進事務局	科学技術イノベーション創造推進費
	こども家庭庁	大学等修学支援費
デジタル庁	デジタル庁	情報通信技術調達等適正・効率化推進費
文部科学省	文部科学本省	南極地域観測事業費
国土交通省	国土交通本省	離島振興事業費、北海道開発事業費
	観光庁	国際観光旅客税財源観光振興費

環境省	環境本省 原子力規制委員会	地球環境保全等試験研究費 放射能調査研究費

（予算の移用）

第９条　「財政法」第33条第１項ただし書の規定により移用することができる場合は、次の表の各号に掲げる各組織の経費の金額又は各項の経費の金額を当該各組織又は各項の間において相互に移用する場合とする。

1	暫定予算予定経費要求書に予定した職員基本給、政府開発援助職員基本給、職員諸手当、政府開発援助職員諸手当及び退職手当の各経費の金額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費に係る各組織又は各項
2	暫定予算予定経費要求書に予定した赴任旅費の経費の金額に過不足を生じた場合における当該経費に係る各組織又は各項

甲号　歳入歳出暫定予算

歳　入

主管	部	款	項	金額(千円)	
国会	雑収入			57,894	
		国有財産利用収入		57,894	
			国有財産貸付収入	57,894	
裁判所	雑収入			1,420,056	
		諸収入		1,420,056	
			許可及手数料	78,221	
			懲罰及没収金	4,030	
			弁償及返納金	1,223	
			雑入	1,336,582	
内閣	雑収入			48	
		国有財産利用収入		48	
			国有財産貸付収入	48	
内閣府	官業益金及官業収入			2,290	
		官業収入		2,290	
			病院収入	2,290	
	雑収入			1,751,237	
		国有財産利用収入		63,587	
			国有財産貸付収入	43,164	
			国有財産使用収入	20,423	
		諸収入		1,687,650	
			許可及手数料	61	
			懲罰及没収金	1,687,343	
			弁償及返納金	246	
			計	1,753,527	

総務省	雑収入			13,500
		諸収入		13,500
			電波利用料収入	13,500
法務省	雑収入			2,983,852
		諸収入		2,983,852
			許可及手数料	1,916,463
			懲罰及没収金	1,055,791
			弁償及返納金	11,598
外務省	雑収入			297,034
		国有財産利用収入		17,347
			国有財産貸付収入	17,347
		諸収入		279,687
			許可及手数料	193,705
			弁償及返納金	84,146
			物品売払収入	54
			雑入	1,782
財務省	租税及印紙収入			39,000,000
		租税		25,000,000
			相続税	5,000,000
			酒税	2,000,000
			自動車重量税	5,000,000
			関税	13,000,000
		印紙収入		14,000,000
			印紙収入	14,000,000
	雑収入			308,061
		国有財産利用収入		129,751
			国有財産貸付収入	129,751
		諸収入		178,310
			許可及手数料	72,827
			懲罰及没収金	88,979
			雑入	16,504
			計	39,308,061

文部科学省	雑収入			183,890
		国有財産利用収入		92,364
			国有財産貸付収入	92,227
			国有財産使用収入	137
		諸収入		91,526
			弁償及返納金	89,156
			物品売払収入	521
			雑入	1,849
厚生労働省	官業益金及官業収入			22,095
		官業収入		22,095
			病院収入	22,095
	雑収入			6,364
		諸収入		6,364
			授業料及入学検定料	6,364
			計	28,459
農林水産省	雑収入			17,737,638
		諸収入		17,737,638
			公共事業費負担金	17,723,638
			東日本大震災復興公共事業費負担金	14,000
国土交通省	雑収入			49,355
		諸収入		49,355
			許可及手数料	43,899
			雑入	5,456
防衛省	官業益金及官業収入			458,001
		官業収入		458,001
			病院収入	458,001
	雑収入			157,807
		国有財産利用収入		131
			国有財産使用収入	131
		諸収入		157,676
			弁償及返納金	157,413
			雑入	263
			計	615,808
歳入総計				64,449,122

歳出

所管	組織	項	金額（千円）
皇室	皇室費	内廷費	9,720
		宮廷費	196,143
		皇族費	7,659
		計	213,522
国会	衆議院	衆議院	2,663,305
		衆議院予備経費	210
		計	2,663,515
	参議院	参議院	1,487,963
		参議院予備経費	150
		計	1,488,113
	国立国会図書館	国立国会図書館	338,120
	裁判官訴追委員会	裁判官訴追委員会	516
	裁判官弾劾裁判所	裁判官弾劾裁判所	159
	国会所管	合計	4,490,423
裁判所	裁判所	最高裁判所	5,762,608
		下級裁判所	13,639,407
		検察審査費	8,984
		裁判費	2,313,967
		裁判所施設費	1,930
		裁判所予備経費	240
		計	21,727,136
会計検査院	会計検査院	会計検査院	1,005,755
内閣	内閣官房	内閣官房共通費	2,542,861
		情報収集衛星業務費	1,119,418
		情報収集衛星施設費	3,454
		計	3,665,733
	内閣法制局	内閣法制局	62,399
	人事院	人事院	522,922
	内閣所管	合計	4,251,054

内閣府	内閣本府	内閣本府共通費	2,003,736
		公文書等管理政策費	1,642
		独立行政法人国立公文書館運営費	72,478
		政府広報費	220,184
		遺棄化学兵器廃棄処理事業費	1,375,198
		経済財政政策費	41,339
		地方創生支援費	5,100
		防災政策費	475,652
		沖縄政策費	936,634
		沖縄北部連携促進特別振興事業費	77
		沖縄開発事業費	313,381
		共生・共助政策費	28,393
		孤独・孤立対策推進費	3,088
		重要土地等調査費	2,308
		経済安全保障確保推進費	14,152
		栄典行政費	88,898
		男女共同参画社会形成促進費	6,297
		独立行政法人男女共同参画機構運営費	21,010
		食品安全政策費	6,797
		公益法人制度適正運営推進費	747
		経済社会総合研究所	109,478
		迎賓施設運営費	67,848
		計	5,794,437
	地方創生推進事務局	地方創生推進事務局	22,681
		特定地域づくり事業推進費	18,173
		計	40,854
	知的財産戦略推進事務局	知的財産戦略推進事務局	7,341
	科学技術・イノベーション推進事務局	科学技術・イノベーション推進事務局	56,692
		科学技術イノベーション創造推進費	648,145
		計	704,837
	健康・医療戦略推進事務局	健康・医療戦略推進事務局	8,235
	宇宙開発戦略推進事務局	宇宙開発戦略推進事務局	531,314
	北方対策本部	北方対策本部	10,652

	総合海洋政策推進事務局	総合海洋政策推進事務局	15,623
		海洋開発等重点戦略推進費	18,865
		有人国境離島政策推進費	320
		計	34,808
	国際平和協力本部	国際平和協力本部	27,298
	日本学術会議	日本学術会議	59,723
	官民人材交流センター	官民人材交流センター	14,116
	沖縄総合事務局	沖縄総合事務局	295,925
		沖縄治水事業工事諸費	24,043
		沖縄道路整備事業工事諸費	63,315
		沖縄港湾空港整備事業工事諸費	48,973
		沖縄道路環境整備事業工事諸費	6,494
		沖縄国営公園事業工事諸費	13,098
		沖縄農業農村整備事業工事諸費	52,319
		沖縄水産基盤整備事業調査諸費	11
		沖縄災害復旧事業等工事諸費	782
		計	504,960
	宮内庁	宮内庁	747,731
	公正取引委員会	公正取引委員会	704,263
	警察庁	警察庁共通費	6,365,334
		匿名・流動型犯罪グループ対策費	19,142
		犯罪被害者等支援推進費	57,206
		警察情報通信基盤費	1,114,260
		生活安全警察費	1,696
		刑事警察費	3,551
		組織犯罪対策費	1,946
		交通警察費	10,005
		警備警察費	25,404
		皇宮警察本部	457,462
		サイバー警察費	260,662
		科学警察研究所	96,605
		警察活動基盤整備費	1,686,245
		計	10,099,518

	個人情報保護委員会	個人情報保護委員会	173,210
	カジノ管理委員会	カジノ管理委員会	555,527
	サイバー通信情報監理委員会	サイバー通信情報監理委員会	72,273
	金融庁	金融庁共通費	1,240,505
		金融政策費	27,685
		計	1,268,190
	消費者庁	消費者庁共通費	294,559
		消費者政策費	46,562
		食品衛生基準政策費	50,668
		計	391,789
	こども家庭庁	こども家庭庁共通費	430,530
		母子保健衛生対策費	17,417
		児童手当等子ども・子育て支援特別会計へ繰入	123,120,580
		こども安全対策費	62,154
		児童虐待防止等対策費	7,653
		国立児童自立支援施設	52,793
		母子家庭等対策費	24,270,673
		こども政策推進費	81,027
		大学等修学支援費	51,916,922
		計	199,959,749
	内閣府所管合計		221,710,825
デジタル庁	デジタル庁	デジタル庁共通費	552,493
		デジタル社会形成推進費	37,996
		情報通信技術調達等適正・効率化推進費	16,373,007
		計	16,963,496
総務省	総務本省	総務本省共通費	2,548,051
		総務本省施設費	32
		行政管理実施費	2,705
		行政評価等実施費	6,236
		地方行政制度整備費	13,022
		地域振興費	115,901
		地方財政制度整備費	1,534

		地方交付税交付金	4,695,912,823
		地方特例交付金	406,900,000
		地方税制度整備費	1,851
		選挙制度等整備費	4,106
		電子政府・電子自治体推進費	18,702
		情報通信技術研究開発推進費	4,407
		情報通信技術高度利活用推進費	19,939
		情報通信技術利用環境整備費	139,096
		電波利用料財源電波監視等実施費	783,973
		特定高周波数無線局開設価額競争落札金財源特定高周波数対策費	2,163
		情報通信国際戦略推進費	13,717
		郵政行政推進費	8,282
		一般戦災死没者追悼等事業費	668
		恩給費	10,827,362
		統計調査費	1,032,031
		独立行政法人統計センター運営費	481,566
		計	5,118,838,167
	管区行政評価局	管区行政評価局共通費	414,274
		行政評価等実施費	18,869
		計	433,143
	総合通信局	総合通信局共通費	457,120
		情報通信技術高度利活用等推進費	1,158
		電波利用料財源電波監視等実施費	163,659
		計	621,937
	公害等調整委員会	公害等調整委員会	34,546
	消防庁	消防庁共通費	118,637
		消防防災体制等整備費	72,715
		計	191,352
	総務省所管合計		5,120,119,145

法務省	法務本省	法務本省共通費	9,978,176
		基本法制整備費	2,131
		司法制度改革推進費	556,093
		日本司法支援センター運営費	543,462
		再犯防止等企画調整推進費	1,063
		検察企画調整費	953
		矯正企画調整費	3,556
		更生保護企画調整推進費	4,540
		債権管理回収業審査監督費	176
		訟務費	633,514
		法務省施設費	2,203
		法務行政情報化推進費	10,811
		計	11,736,678
	法務総合研究所	法務総合研究所共通費	92,346
		法務調査研究費	1,023
		国際協力推進費	7,198
		計	100,567
	検察庁	検察官署共通費	7,397,649
		検察費	153,770
		検察運営費	26,619
		計	7,578,038
	矯正官署	矯正官署共通費	10,348,633
		矯正管理業務費	343,906
		矯正収容費	1,231,486
		矯正施設民間開放推進費	80,651
		計	12,004,676
	更生保護官署	更生保護官署共通費	1,027,537
		更生保護活動費	123,037
		計	1,150,574
	法務局	法務局共通費	4,528,192
		登記事務処理費	299,688
		国籍等事務処理費	11,578
		人権擁護活動費	17,689
		計	4,857,147

	出入国在留管理庁	出入国在留管理庁共通費	2,978,533
		出入国管理企画調整推進費	53,621
		出入国管理業務費	337,920
		計	3,370,074
	公安審査委員会	公安審査委員会	3,256
	公安調査庁	公安調査庁共通費	983,418
		破壊的団体等調査費	155,569
		計	1,138,987
	法務省所管合計		41,939,997
外務省	外務本省	外務本省共通費	3,729,256
		地域別外交費	55,825
		分野別外交費	2,775,719
		広報文化交流及報道対策費	71,430
		領事政策費	398,977
		経済協力費	1,404,914
		計	8,436,121
	在外公館	在外公館共通費	11,775,017
		地域別外交費	38,766
		分野別外交費	9,564
		広報文化交流及報道対策費	64,223
		領事政策費	206,231
		経済協力費	37,102
		計	12,130,903
	外務省所管合計		20,567,024
財務省	財務本省	財務本省共通費	3,722,503
		財政健全化推進費	29,436
		税制企画立案費	14,682
		資産債務管理費	1,179
		国債費	55,530,762
		公務員宿舎施設費	206,767
		特定国有財産整備費	1,300
		特定国有財産整備諸費	15,174
		貨幣製造及信用秩序制度等企画立案費	524,316
		関税制度等企画立案費	30,295

		経済協力費	34,569
		国家公務員共済組合連合会等助成費	13,884,781
		復興事業費等東日本大震災復興特別会計へ繰入	14,000
		予備費	30,000,000
		計	104,009,764
	財務局	財務局共通費	2,498,712
		財務局施設費	14
		財務局業務費	363,959
		計	2,862,685
	税関	税関共通費	4,953,481
		税関施設費	82
		税関業務費	1,225,305
		計	6,178,868
	国税庁	国税庁共通費	36,037,122
		国税庁施設費	279
		税務業務費	1,835,356
		国税不服審判所	318,659
		独立行政法人酒類総合研究所運営費	81,881
		計	38,273,297
	財務省所管合計		151,324,614
文部科学省	文部科学本省	文部科学本省共通費	10,984,046
		教育政策推進費	15,956,305
		初等中等教育振興費	50,313,649
		義務教育費国庫負担金	39,444,579
		高等教育振興費	6,370
		科学技術・学術政策推進費	13,998
		研究振興費	91,535
		研究開発推進費	356,299
		南極地域観測事業費	16,483
		国際交流・協力推進費	34,174
		計	117,217,438
	文部科学本省所轄機関	国立教育政策研究所	13,985
		科学技術・学術政策研究所	5,929
		日本学士院	31,979
		計	51,893

	スポーツ庁	スポーツ庁共通費	7,946
		初等中等教育振興費	1,136
		スポーツ振興費	92,736
		計	101,818
	文化庁	文化庁共通費	64,356
		文化庁施設費	43
		文化振興費	118,990
		文化財保存事業費	76,378
		文化財保存施設整備費	2,891
		文化振興基盤整備費	10,432
		日本芸術院	1,560
		計	274,650
	文部科学省所管合計		117,645,799
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省共通費	6,925,853
		医療提供体制確保対策費	97,376
		医療従事者等確保対策費	23,990
		医療従事者資質向上対策費	1,117
		医療情報化等推進費	42,010
		医療安全確保推進費	289
		感染症対策費	393,220
		特定疾患等対策費	40,783
		移植医療推進費	1,630
		原爆被爆者等援護対策費	2,138,391
		医薬品承認審査等推進費	16,042
		医薬品安全対策等推進費	13,594
		医薬品適正使用推進費	1,072
		血液製剤対策費	3,464
		医療技術実用化等推進費	92,073
		医療保険給付諸費	37,718
		健康保険事業借入金諸費年金特別会計へ繰入	1,474,146
		医療費適正化推進費	85,490
		地域保健対策費	1,649
		健康増進対策費	40,116
		健康危機管理推進費	2,619
		食品等安全確保対策費	11,133

麻薬・覚醒剤等対策費	21,255
化学物質安全対策費	7,902
生活衛生対策費	2,092
労働条件確保・改善対策費	6,829
中小企業最低賃金引上げ支援対策費	7,312
特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支給諸費	6,280
独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	11,706
男女均等雇用対策費	3,143
高齢者等雇用安定・促進費	60,456
職業能力開発強化費	2,878
若年者等職業能力開発支援費	2,139
障害者等職業能力開発支援費	87,507
生活保護等対策費	109,419,284
自殺対策費	2,324
社会福祉諸費	189
遺族及留守家族等援護費	524,945
戦没者慰霊事業費	396,636
中国残留邦人等支援事業費	16,001
恩給進達等実施費	3,857
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費	89,138
特別障害給付金給付費年金特別会計へ繰入	367,830
障害保健福祉費	56,107,256
公的年金制度等運営諸費	78,809,971
基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入	2,285,784,522
私的年金制度整備運営費	857
高齢者日常生活支援等推進費	1,123
介護保険制度運営推進費	19,183
業務取扱費年金特別会計へ繰入	5,470,595
国際協力費	5,580
厚生労働調査研究等推進費	139,511
計	2,548,822,076

検疫所	検疫所共通費	685,067
	検疫業務等実施費	65,126
	輸入食品検査業務実施費	57,489
	計	807,682
国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所共通費	1,109,883
	国立ハンセン病療養所運営費	298,629
	計	1,408,512
厚生労働本省試験研究機関	厚生労働本省試験研究所共通費	269,895
	血清等製造及検定費	302
	厚生労働本省試験研究所試験研究費	63,983
	計	334,180
国立障害者リハビリテーションセンター	国立障害者リハビリテーションセンター共通費	308,293
	国立障害者リハビリテーションセンター運営費	52,178
	計	360,471
地方厚生局	地方厚生局共通費	943,931
	保険医療機関等指導監督等実施費	24,784
	医師等国家試験実施費	39,635
	麻薬・覚醒剤等対策費	19,352
	医療観察等実施費	1,943
	計	1,029,645
都道府県労働局	都道府県労働局共通費	6,516,322
	労働条件確保・改善対策費	23,321
	男女均等雇用対策費	7,896
	個別労働紛争対策費	2,062
	職業紹介事業等実施費	1,191
	高齢者等雇用安定・促進費	80,800
	若年者等職業能力開発支援費	28,541
	計	6,660,133
中央労働委員会	中央労働委員会共通費	81,710
	労使関係等安定形成促進費	8,536
	計	90,246
厚生労働省所管合計		2,559,512,945

農林水産省	農林水産本省	農林水産本省共通費	4,871,898
		農林水産本省施設費	345
		国内食料供給対策費	434,842
		農林水産政策研究所	58,177
		食料自給力確保対策費	191,050
		海岸事業費	511
		農業農村整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入	5,595
		知的財産保護・活用推進費	5,210
		動植物防疫対策費	23,850
		食料供給確保対策費	3,791
		国際戦略対策費	1,456
		農林水産物・食品輸出促進対策費	10,208
		食品産業海外展開等促進対策費	100
		食品産業発展対策費	1,443
		食品等取引適正化対策費	3,481
		食品安全・消費者信頼確保対策費	18,892
		独立行政法人農林水産消費安全技術センター運営費	428,187
		農林水産業環境負荷低減推進費	2,006
		食品産業環境負荷低減対策費	452
		多面的機能発揮促進対策費	78,372
		食育推進費	27,629
		食文化保護・継承対策費	307
		消費者行動変容促進費	70
		農業農村整備事業費	48,502
		農山漁村活性化対策費	1,863
		農林水産統計調査費	67,730
		農業農村整備事業調査諸費	1,147
		農業施設災害復旧事業費	11,881
		計	6,298,995

農林水産本省検査指導機関	農林水産本省検査指導所	1,070,128
農林水産技術会議	農林水産技術会議共通費	120,236
	農林水産業イノベーション創出・技術開発推進費	10,843
	計	131,079
地方農政局	地方農政局	3,207,849
	海岸事業工事諸費	27,960
	農業農村整備事業工事諸費	1,353,349
	農業施設災害復旧事業等工事諸費	63
	計	4,589,221
北海道農政事務所	北海道農政事務所	239,555
林野庁	林野庁共通費	2,076,336
	国立研究開発法人森林研究・整備機構運営費	655,887
	森林整備・保全費	10,319
	国有林野産物等売払及管理処分業務費	202,166
	治山事業費	520
	林業振興対策費	662
	林産物供給等振興対策費	371
	治山事業工事諸費	336,057
	森林整備事業工事諸費	447,368
	山林施設災害復旧事業費	40,847
	山林施設災害復旧事業等工事諸費	164
	計	3,770,697
水産庁	水産庁共通費	560,751
	国立研究開発法人水産研究・教育機構運営費	698,700
	水産資源管理対策費	1,198,866
	船舶建造費	5,400
	水産業振興対策費	94,651
	漁村活性化対策費	18,458
	水産基盤整備事業工事諸費	1,548
	漁港施設災害復旧事業費	2,449
	計	2,580,823
農林水産省所管合計		18,680,498

経済産業省	経済産業本省	経済産業本省共通費	919,564
		経済産業本省施設費	2,161
		経済構造改革推進費	45,716
		地域経済政策推進費	1,890
		対外経済政策推進費	70,245
		産業技術・環境・産業標準政策推進費	82,944
		情報処理・サービス・製造産業振興費	213,017
		産業保安確保費	14,558
		計	1,350,095
	経済産業局	経済産業局	99,202
	産業保安監督官署	産業保安監督官署	14,850
	資源エネルギー庁	資源エネルギー庁共通費	18,047
	中小企業庁	中小企業庁共通費	5,085
		中小企業政策推進費	621,281
		計	626,366
	経済産業省所管合計		2,108,560
国土交通省	国土交通本省	国土交通本省共通費	11,807,895
		住宅市場整備推進費	391
		道路環境改善事業費	3,542
		水資源対策費	802
		国営公園等事業費	394,962
		都市水環境整備事業費	255
		水害・土砂災害対策費	1,659
		河川整備事業費	4,564,659
		多目的ダム建設事業費	2,642
		総合流域防災事業費	76,604
		砂防事業費	71,899
		海岸事業費	453
		公共交通等安全対策費	7,414
		道路交通安全対策事業費	11,109,753
		総合的物流体系整備推進費	689
		港湾事業費	5,947
		地域連携道路事業費	6,947
		道路交通円滑化事業費	1,382

	社会資本整備・管理効率化推進費	13,643
	不動産市場整備等推進費	119,015
	建設市場整備推進費	6,672
	国土交通統計調査費	22,561
	国土調査費	2,540
	海事産業市場整備等推進費	571
	独立行政法人海技教育機構運営費	367,757
	国土形成推進費	1,216
	離島振興事業費	1,077
	北海道総合開発推進費	54,567
	北海道開発事業費	3,846,131
	情報化推進費	17,520
	国際協力費	5,168
	官庁営繕費	15,909
	治水海岸事業調査諸費	1,522
	港湾事業調査諸費	1,077
	都市水環境整備事業調査諸費	177
	住宅建設事業調査諸費	602
	国営公園等事業調査諸費	70
	上下水道事業調査諸費	1,393
	河川等災害復旧事業費	249,048
	河川等災害関連事業費	30,750
	計	32,816,881
国土技術政策総合研究所	国土技術政策総合研究所共通費	201,300
	国土技術政策総合研究所施設費	2,100
	技術研究開発推進費	6,154
	治水海岸事業工事諸費	32,539
	道路整備事業工事諸費	26,582
	港湾空港整備事業工事諸費	11,310
	計	279,985
国土地理院	国土地理院共通費	338,673
	災害情報整備推進費	16,724
	地理空間情報整備・活用等推進費	81,529

	技術研究開発推進費	2,330
	計	439,256
海難審判所	海難審判所共通費	67,424
	海難審判費	500
	計	67,924
地方整備局	地方整備局共通費	2,285,468
	地方整備推進費	12,029
	治水海岸事業工事諸費	5,766,123
	道路整備事業工事諸費	5,332,820
	港湾空港整備事業工事諸費	1,512,273
	都市環境整備事業工事諸費	481,109
	国営公園等事業工事諸費	105,478
	河川等災害復旧事業等工事諸費	18,243
	計	15,513,543
北海道開発局	北海道開発局共通費	662,251
	北海道開発行政推進費	1,175
	北海道治水海岸事業工事諸費	582,171
	北海道道路整備事業工事諸費	993,087
	北海道港湾空港整備事業工事諸費	157,398
	北海道都市環境整備事業工事諸費	90,528
	北海道国営公園等事業工事諸費	4,704
	北海道農業農村整備事業等工事諸費	559,135
	北海道災害復旧事業等工事諸費	2,086
	計	3,052,535
地方運輸局	地方運輸局共通費	1,545,701
	地方運輸行政推進費	2,879
	計	1,548,580
地方航空局	地方航空局共通費	162,737
	地方航空行政推進費	1,161
	計	163,898
観光庁	観光庁共通費	125,070
	観光振興費	40,585

		国際観光旅客税財源観光振興費	1,779,772
		独立行政法人国際観光振興機構運営費	327,564
		計	2,272,991
	気象庁	気象官署共通費	2,471,405
		観測予報等業務費	413,585
		気象研究所	156,066
		計	3,041,056
	運輸安全委員会	運輸安全委員会	138,722
	海上保安庁	海上保安官署共通費	7,504,389
		船舶交通安全及海上治安対策費	2,578,683
		船舶交通安全基盤整備事業費	367,388
		船舶交通安全基盤整備事業工事諸費	23,424
		船舶交通安全基盤災害復旧事業費	1,267
		船舶交通安全基盤災害復旧事業工事諸費	14
		計	10,475,165
	国土交通省所管合計		69,810,536
環境省	環境本省	環境本省共通費	1,126,391
		地球温暖化対策推進費	29,618
		地球環境保全等試験研究費	6,024
		地球環境保全費	42,029
		大気・水・土壌環境等保全費	145,367
		資源循環政策推進費	91,920
		生物多様性保全費	116,348
		人と自然のふれあい推進費	24,610
		自然公園等事業費	71,400
		化学物質対策推進費	52,890
		環境保健対策推進費	1,549,878
		自動車重量税財源公害健康被害補償費	172,140
		環境・経済・社会の統合的向上費	11,089
		環境政策基盤整備費	147,209
		環境調査研修所	56,193

		国立研究開発法人国立環境研究所運営費	502,654
		地域脱炭素推進費	15,127
		自然公園等事業工事諸費	30,600
		計	4,191,487
	地方環境事務所	地方環境事務所共通費	384,155
		地方環境対策費	81,148
		計	465,303
	原子力規制委員会	原子力規制委員会共通費	13,249
		原子力安全確保費	131,849
		放射能調査研究費	36,249
		計	181,347
	環境省所管合計		4,838,137
防衛省	防衛本省	防衛本省共通費	55,951,288
		防衛本省施設費	121
		自衛官給与費	96,880,372
		防衛力基盤強化推進費	16,204,863
		防衛力基盤強化施設整備費	296,033
		武器車両等整備費	4,333,028
		艦船整備費	1,980,619
		艦船建造費	18,539
		航空機整備費	850,841
		在日米軍等駐留関連諸費	6,062,733
		独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構運営費	194,629
		安全保障協力推進費	14,889
		計	182,787,955
	地方防衛局	地方防衛局	1,298,920
	防衛装備庁	防衛装備庁共通費	1,411,268
		防衛力基盤強化推進費	1,691,782
		防衛力基盤強化施設整備費	1,960
		計	3,105,010
	防衛省所管合計		187,191,885
歳出総計			8,564,101,351

令和八年度一般会計暫定予算に関する報告書

一　暫定予算の要旨

本暫定予算は、令和八年四月一日から四月十一日までの期間について編成されたものであり、その概要は次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

歳入総額六百四十四億四千九百万円、歳出総額八兆五千六百四十一億百万円であって、八兆四千九百九十六億五千二百万円の歳出超過となっている。

なお、国庫の資金繰りについては、必要に応じ財務省証券を発行することができることとしている。

歳入

1　租税及印紙収入	三九、〇〇〇百万円
2　雑収入等	二五、四四九百万円
計	六四、四四九百万円

歳出

1　社会保障関係費	二、七五六、四九〇百万円
(一)　年金給付費	二、三七七、九三二百万円
(二)　医療給付費	一、九四九百万円
(三)　少子化対策費	一七四、九〇三百万円
(四)　生活扶助等社会福祉費	一九七、八八五百万円
(五)　保健衛生対策費	三、六七五百万円
(六)　雇用労災対策費	一四六百万円
2　文教及び科学振興費	一一二、四一五百万円
(一)　義務教育費国庫負担金	三九、四四五百万円
(二)　科学技術振興費	八、一六〇百万円
(三)　教育振興助成費	六四、八一〇百万円
3　国債費	五五、五三一百万円
4　恩給関係費	一一、三六八百万円
(一)　文官等恩給費	六三五百万円
(二)　旧軍人遺族等恩給費	一〇、一五八百万円
(三)　恩給支給事務費	三四百万円
(四)　遺族及び留守家族等援護費	五四一百万円
5　地方交付税交付金	四、六九五、九一三百万円
6　地方特例交付金	四〇六、九〇〇百万円
7　防衛関係費	一八七、一九二百万円
8　公共事業関係費	三九、三四一百万円
(一)　治山治水対策事業費	一二、二八一百万円
(二)　道路整備事業費	二〇、七八五百万円
(三)　港湾空港鉄道等整備事業費	二、一二八百万円
(四)　住宅都市環境整備事業費	五九二百万円
(五)　公園水道廃棄物処理等施設整備費	七一〇百万円
(六)　農林水産基盤整備事業費	二、四八八百万円
(七)　災害復旧等事業費	三五八百万円
9　経済協力費	一、五二〇百万円
10　中小企業対策費	七四七百万円
11　エネルギー対策費	一百万円
12　食料安定供給関係費	三、八六三百万円
13　その他の事項経費	二六二、八二〇百万円
14　予備費	三〇、〇〇〇百万円
計	八、五六四、一〇一百万円

二　暫定予算の可決理由

本暫定予算は、令和八年度一般会計予算成立までの間における国政の運営を支障なく行うための応急的な措置であり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和八年三月三十日

予算委員長　坂本　哲志

衆議院議長　森　英介殿

令和八年度特別会計暫定予算

右

国会に提出する。

令和八年三月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

令和８年度特別会計暫定予算

予算総則

（歳入歳出暫定予算）

第１条　次に掲げる各特別会計の令和８年度歳入歳出暫定予算は、「甲号歳入歳出暫定予算」に掲げるとおりとする。

内閣府、総務省及び財務省所管	交付税及び譲与税配付金
財務省所管	地震再保険
	国債整理基金
	外国為替資金
財務省及び国土交通省所管	財政投融資
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管	エネルギー対策
厚生労働省所管	労働保険
	年金
内閣府及び厚生労働省所管	子ども・子育て支援
農林水産省所管	食料安定供給
経済産業省所管	特許
国土交通省所管	自動車安全
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管	東日本大震災復興

（暫定予算の期間）

第２条　この暫定予算は、令和８年４月１日から４月11日までの期間に係るものである。

（歳入歳出暫定予算の内訳）

第３条　各特別会計の歳入歳出暫定予算の内訳として、「歳入歳出暫定予算予定計算書」は、別に添付する。

（借入金の限度額）

第４条　エネルギー対策特別会計原子力損害賠償支援勘定における「特別会計に関する法律」の規定による借入金の限度額は、850,600,000千円とする。

（一時借入金等の限度額）

第５条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の「特別会計に関する法律」第15条第２項及び第83条第２項の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	限度	額(千円)
交付税及び譲与税配付金		2,867,346,408
外国為替資金		133,000,000,000
年金	健康勘定	1,436,309,077
食料安定供給	食糧管理勘定	35,620,000
東日本大震災復興		7,937,962

（エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における公債発行の限度額）

第６条　エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定において、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」による改正後の「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」第７条第１項の規定により公債を発行することができる限度額は、298,656千円とする。

２　前項に規定する公債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額に加算した金額を限度額とする。

（脱炭素成長型経済構造移行費用の範囲）

第７条　「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」第７条第２項の規定による脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策に要する費用の範囲は、次に掲げるとおりとする。

特別会計	勘定	項
エネルギー対策	エネルギー需給	脱炭素成長型経済構造移行推進対策費

（子ども・子育て支援特別会計子ども・子育て支援勘定における公債発行の限度額）

第８条　子ども・子育て支援特別会計子ども・子育て支援勘定において、「子ども・子育て支援法」第71条の26第１項の規定により公債を発行することができる限度額は、2,325,326千円とする。

２　前項に規定する公債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額に加算した金額を限度額とする。

（復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲）

第９条　「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」の規定による復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲は、次に掲げるとおりとする。

特別会計	款	項
東日本大震災復興	公共事業費負担金収入	公共事業費負担金収入

2　前項に規定するもののほか、東日本大震災復興特別会計においては、「平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」第９条第３項の規定による特定原子力損害の賠償請求権その他の国が有する原子力損害に係る請求権若しくは求償権の行使による収入その他原子力事故に起因する収入又は復興費用に関連して発生する貸付金等回収金収入、雑納付金、弁償及返納金等があった場合においては、当該収入は、前項に規定する復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲に属するものとする。

（再保険契約の限度額）

第10条　地震再保険特別会計において、「地震保険に関する法律」第３条第３項の規定による１回の地震等により支払うべき再保険金の総額の限度は、11,555,300,000千円とする。

（歳入歳出暫定予算の弾力条項）

第11条　次の表の左欄に掲げる特別会計において、「特別会計に関する法律」第７条第１項の規定により、当該特別会計の目的に照らして中欄に掲げる事由により経費を増額する必要がある場合であって、右欄に掲げる事由により当該経費に充てるべき収入の増加を確保することができるときは、当該確保することができる金額を限度として、当該経費を増額することができる。

特別会計	経費増額事由	収入増加事由
地震再保険	再保険金に必要な経費の不足	再保険金支払に必要な積立金からの受入金、借入金その他の収入の増加

（東日本大震災復興特別会計における予算の移替え）

第12条　東日本大震災復興特別会計において、所管復興庁、組織復興庁の東日本大震災復興支援対策費、原子力災害復興再生支援事業費、福島国際研究教育機構関連事業費、内閣共通費、文部科学省共通費、農林水産省共通費、環境省共通費、地域活性化等復興政策費、消費生活復興政策費、教育・科学技術等復興政策費、社会保障等復興政策費、農林水産業復興政策費、経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費、環境保全復興政策費、環境保全復興事業費及び東日本大震災復興事業費の項に係る予算を使用する場合においては、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算の移替えをすることができる。

甲号　歳入歳出暫定予算

所管	特別会計	歳入 款	歳入 項	歳入 金額（千円）	歳出 項	歳出 金額（千円）
内閣府、総務省及び財務省	交付税及び譲与税配付金	他会計より受入		5,102,812,823	地方交付税交付金	4,741,068,618
			一般会計より受入	5,102,812,823	地方特例交付金	406,900,000
		租税		3,800,000	事務取扱費	8,236
			自動車重量税	3,800,000	諸支出金	15,116
		前年度剰余金受入		178,400,443	国債整理基金特別会計へ繰入	1,572,186,613
			前年度剰余金受入	178,400,443		
		合計		5,285,013,266	合計	6,720,178,583
財務省	地震再保険	雑収入		9,041	再保険費	3,787,144
			雑収入	9,041	事務取扱費	5,049
		合計		9,041	合計	3,792,193
	国債整理基金	他会計より受入		3,170,582,520	国債整理支出	6,559,113,805
			他会計より受入	3,170,582,520		
		公債金		3,384,032,645		
			公債金	3,384,032,645		
		運用収入		4,498,640		
			運用収入	4,498,640		

		合計		6,559,113,805		合計	6,559,113,805
	外国為替資金	運用収入		135,795,812		事務取扱費	238,751
			運用収入		135,795,812	諸支出金	5,800,000
						国債整理基金特別会計へ繰入	106,361,928
		合計		135,795,812		合計	112,400,679
財務省及び国土交通省	財政投融資						
	財政融資資金勘定	資金運用収入		1,057,956		事務取扱費	412,214
			運用利殖金収入		1,057,956	諸支出金	3,976,860
						国債整理基金特別会計へ繰入	139,862
		合計		1,057,956		合計	4,528,936
	投資勘定	前年度剰余金受入		47,367		事務取扱費	17,967
			前年度剰余金受入		47,367	先端半導体・人工知能関連技術対策エネルギー対策特別会計へ繰入	29,400
		合計		47,367		合計	47,367
	特定国有財産整備勘定	前年度剰余金受入		17,568		事務取扱費	17,568
			前年度剰余金受入		17,568		
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省	エネルギー対策						
	エネルギー需給勘定	公債金		298,656		燃料安定供給対策費	2,777,463
			脱炭素成長型経済構造移行公債金		298,656	エネルギー需給構造高度化対策費	2,182,693
		雑収入		10		脱炭素成長型経済構造移行推進対策費	298,666
			脱炭素成長型経済構造移行推進雑収入		10	事務取扱費	35,761
		前年度剰余金受入		4,995,917			
			前年度剰余金受入		4,995,917		
		合計		5,294,583		合計	5,294,583
	電源開発促進勘定	前年度剰余金受入		1,071,953		電源立地対策費	14,265
			前年度剰余金受入		1,071,953	電源利用対策費	174,166
						原子力安全規制対策費	258,267
						事務取扱費	625,255
		合計		1,071,953		合計	1,071,953

	先端半導体・人工知能関連技術勘定	他会計より受入		29,400		先端半導体・人工知能関連技術対策費	29,400
			財政投融資特別会計より受入		29,400		
厚生労働省	労働保険						
	労災勘定	保険収入		100,149,340		労働安全衛生対策費	313,242
			支払備金受入		100,149,340	保険給付費	79,090,643
		運用収入		143,162		職務上年金給付費年金特別会計へ繰入	757,806
			運用収入		143,162	職務上年金給付費等交付金	723,699
		雑収入		319,660		社会復帰促進等事業費	15,081,219
			雑収入		319,660	独立行政法人労働者健康安全機構運営費	435,863
						仕事生活調和推進費	119,794
						独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	8,009
						個別労働紛争対策費	57,901
						業務取扱費	3,965,230
						施設整備費	58,756
		合計		100,612,162		合計	100,612,162
	雇用勘定	運用収入		2,295,061		労使関係安定形成促進費	11,039
			運用収入		2,295,061	男女均等雇用対策費	1,339,138
		雑収入		481,918		個別労働紛争対策費	59,545
			雑収入		481,918	職業紹介事業等実施費	2,776,338
						地域雇用機会創出等対策費	2,997,983
						高齢者等雇用安定・促進費	6,023,328
						失業等給付費	47,921,168
						就職支援法事業費	600,414
						職業能力開発強化費	1,190,042
						若年者等職業能力開発支援費	109,228
						障害者職業能力開発支援費	48,486
						技能継承・振興推進費	155,644

					独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	101,433
					業務取扱費	6,666,543
					施設整備費	706,351
	合計		2,776,979		合計	70,706,680
徴収勘定	保険収入		1,373,381		業務取扱費	1,183,919
		保険料収入		1,373,381	諸支出金	1,535,065
	一般拠出金収入		3,061			
		一般拠出金収入		3,061		
	雑収入		126,003			
		雑収入		126,003		
	前年度剰余金受入		38,707,764			
		前年度剰余金受入		38,707,764		
	合計		40,210,209		合計	2,718,984
年金						
基礎年金勘定	拠出金等収入		4,848,492,423		基礎年金給付費	4,808,494,012
		拠出金等収入		4,848,492,423	基礎年金相当給付費他勘定へ繰入及交付金	39,998,411
	合計		4,848,492,423		合計	4,848,492,423
国民年金勘定	保険収入		390,711,273		特別障害給付金給付費	367,830
		保険料収入		20,996,621	国民年金給付費	25,876,845
		一般会計より受入		356,819,872	基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入	619,032,082
		基礎年金勘定より受入		12,845,894	年金相談事業費等業務勘定へ繰入	1,854,605
		運用収入		48,886	諸支出金	4,279,889
	積立金より受入		260,699,978			
		積立金より受入		260,699,978		
	合計		651,411,251		合計	651,411,251
厚生年金勘定	保険収入		2,768,950,250		保険給付費	4,332,789,923
		保険料収入		751,374	実施機関保険給付費等交付金	862,939,761
		一般会計より受入		1,929,332,480	基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入	3,793,758,459
		労働保険特別会計より受入		757,806	年金相談事業費等業務勘定へ繰入	9,669,944

			基礎年金勘定より受入		21,735,998	諸支出金	2,769,988
			実施機関拠出金収入		813,549,643		
			存続組合等納付金		2,822,949		
		積立金より受入		175,436,265			
			積立金より受入		175,436,265		
		合計		2,944,386,515		合計	9,001,928,075
	健康勘定	保険収入		1,974,099		諸支出金	256,565
			保険料収入		499,953	国債整理基金特別会計へ繰入	1,436,309,077
			一般会計より受入		1,474,146		
		合計		1,974,099		合計	1,436,565,642
	業務勘定	他会計より受入		5,579,785		業務取扱費	487,221
			一般会計より受入		5,470,595	社会保険オンラインシステム費	3,982,484
			子ども・子育て支援特別会計より受入		109,190	日本年金機構運営費	12,682,152
		他勘定より受入		11,524,549		諸支出金	9,831
			他勘定より受入		11,524,549		
		拠出金収入		19,681,886			
			事業主拠出金収入		19,681,886		
		雑収入		57,354			
			雑収入		57,354		
		合計		36,843,574		合計	17,161,688
内閣府及び厚生労働省	子ども・子育て支援						
	子ども・子育て支援勘定	拠出金収入		305,763		子ども・子育て支援推進費	156,628,805
			事業主拠出金収入		305,763	地域子ども・子育て支援及仕事・子育て両立支援事業費	19,895,266
		他会計より受入		123,120,580		業務取扱費	219,418
			一般会計より受入		123,120,580	出生後休業支援等給付費等育児休業等給付勘定へ繰入	2,321,817
		積立金より受入		53,008,396		諸支出金	12,861
			積立金より受入		53,008,396		

		公債金		2,325,326			
			子ども・子育て支援特例公債金		2,325,326		
		雑収入		318,102			
			雑収入		318,102		
		合計		179,078,167		合計	179,078,167
	育児休業等給付勘定	他勘定より受入		2,321,817		育児休業給付費	34,671,753
			他勘定より受入		2,321,817	出生後休業支援等給付費	2,258,784
		運用収入		317,555		業務取扱費	334,724
			運用収入		317,555	出生後休業支援等給付業務費	63,033
		雑収入		7,074			
			雑収入		7,074		
		合計		2,646,446		合計	37,328,294
農林水産省	食料安定供給						
	農業経営安定勘定	前年度剰余金受入		4,885		農業経営安定事業費	1,288
			前年度剰余金受入		4,885	事務取扱費業務勘定へ繰入	3,597
		合計		4,885		合計	4,885
	食糧管理勘定	食糧売払代		5,724,732		食糧買入費	35,615,567
			食糧売払代		5,724,732	食糧管理費	171,116
		輸入食糧納付金		16,593		交付金等他勘定へ繰入	43,042
			輸入食糧納付金		16,593	国債整理基金特別会計へ繰入	79,047
		雑収入		228			
			雑収入		228		
		合計		5,741,553		合計	35,908,772
	農業再保険勘定	農業再保険収入		2,296,568		農業再保険費及交付金	2,236,678
			前年度繰越資金受入		2,296,568	事務取扱費業務勘定へ繰入	59,890
		合計		2,296,568		合計	2,296,568
	漁船再保険勘定	漁船再保険収入		69,434		漁船再保険費及交付金	60,026
			前年度繰越資金受入		69,434	事務取扱費業務勘定へ繰入	9,408
		合計		69,434		合計	69,434

	漁業共済保険勘定	漁業共済保険収入	前年度繰越資金受入	159,182	159,182	漁業共済保険費及交付金	152,500
						事務取扱費業務勘定へ繰入	6,682
		合計		159,182		合計	159,182
	業務勘定	他勘定より受入	他勘定より受入	122,619	122,619	事務取扱費	122,619
	国営土地改良事業勘定	他会計より受入	一般会計より受入	5,595	5,595	土地改良事業費	120
						土地改良事業工事諸費	28,916
		前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	23,441	23,441		
		合計		29,036		合計	29,036
経済産業省	特許	特許料等収入	特許料等収入	4,180,451	4,180,451	事務取扱費	3,767,271
						施設整備費	600,304
		雑収入	雑収入	4,613	4,613		
		前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	182,511	182,511		
		合計		4,367,575		合計	4,367,575
国土交通省	自動車安全 自動車事故対策勘定	積立金より受入	積立金より受入	8,342	8,342	被害者保護増進等事業費	6,750
						業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入	107,061
		前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	105,469	105,469		
		合計		113,811		合計	113,811
	自動車検査登録勘定	検査登録手数料収入	検査登録印紙収入	1,145,069	616,822	業務取扱費	1,963,056
			検査登録手数料収入		528,247		
		他勘定より受入	他勘定より受入	107,061	107,061		
		前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	710,926	710,926		
		合計		1,963,056		合計	1,963,056
	空港整備勘定	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	8,660,615	8,660,615	空港等維持運営費	8,501,485
						空港整備事業費	263
						空港等整備事業工事諸費	158,867
		合計		8,660,615		合計	8,660,615

所管	特別会計	歳入 款	歳入 項	歳入 金額(千円)	歳出 所管・組織・項	歳出 金額(千円)
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	東日本大震災復興	他会計より受入		14,000	復興庁	7,986,600
			一般会計より受入	14,000	復興庁	7,986,600
		公共事業費負担金収入		35,000	復興庁共通費	276,585
			公共事業費負担金収入	35,000	東日本大震災復興支援対策費	161,463
					原子力災害復興再生支援事業費	267,205
					福島国際研究教育機構関連事業費	106,665
					内閣共通費	3,149
					文部科学省共通費	210
					農林水産省共通費	7,817
					環境省共通費	743,302
					地域活性化等復興政策費	111,205
					消費生活復興政策費	1,859
					教育・科学技術等復興政策費	30,219
					社会保障等復興政策費	1,002
					農林水産業復興政策費	535,171
					経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費	7,381
					環境保全復興政策費	4,072,757
					環境保全復興事業費	1,658,360
					東日本大震災復興事業費	2,250
					財務省	362
					財務本省	362
					復興債費	362
		合計		49,000	合計	7,986,962

令和八年度特別会計暫定予算に関する報告書

一　暫定予算の要旨

本暫定予算は、交付税及び譲与税配付金特別会計等十三特別会計に関するもので、一般会計に準じて、令和八年四月一日から四月十一日までの期間について編成されたものである。

本暫定予算のうち、主な特別会計の歳入歳出は次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

会計名	歳入(百万円)	歳出(百万円)
交付税及び譲与税配付金特別会計	五、二八五、〇一三	六、七二〇、一七九
国債整理基金特別会計	六、五五九、一一四	六、五五九、一一四
外国為替資金特別会計	一三五、七九六	一一二、四〇一
労働保険特別会計		
労災勘定	一〇〇、六一二	一〇〇、六一二
雇用勘定	二、七七七	七〇、七〇七
徴収勘定	四〇、二一〇	二、七一九
年金特別会計		
基礎年金勘定	四、八四八、四九二	四、八四八、四九二
国民年金勘定	六五一、四一一	六五一、四一一
厚生年金勘定	二、九四四、三八七	九、〇〇一、九二八
健康勘定	一、九七四	一、四三六、五六六
業務勘定	三六、八四四	一七、一六二
子ども・子育て支援特別会計		
子ども・子育て支援勘定	一七九、〇七八	一七九、〇七八
育児休業等給付勘定	二、六四六	三七、三二八

以上のほか、地震再保険、財政投融資、エネルギー対策、食料安定供給、特許、自動車安全、東日本大震災復興の各特別会計についても所要の措置を講じている。

二　暫定予算の可決理由

本暫定予算は、令和八年度特別会計予算成立までの間における国政の運営を支障なく行うための応急的な措置であり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和八年三月三十日

予算委員長　坂本　哲志

衆議院議長　森　英介殿

令和八年度政府関係機関暫定予算

右

国会に提出する。

令和八年三月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

令和８年度政府関係機関暫定予算

予　算　総　則

（収入支出暫定予算）

第１条　次に掲げる各政府関係機関の令和８年度収入支出暫定予算は、「甲号収入支出暫定予算」に掲げるとおりとする。

沖縄振興開発金融公庫

株式会社日本政策金融公庫

株式会社国際協力銀行

独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

２　前項に規定する独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門とは、「独立行政法人国際協力機構法」第13条第１項第２号に規定する業務並びに同項第８号及び第９号並びに同条第３項に規定する業務のうち有償資金協力に係るものに関する部門をいう。

（暫定予算の期間）

第２条　この暫定予算は、令和８年４月１日から４月11日までの期間に係るものである。

（保険契約等の限度額）

第３条　株式会社日本政策金融公庫の次の表の左欄に掲げる法律の規定による金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

根拠規定	限度額（千円）	
「株式会社日本政策金融公庫法」第31条	貸付金の総額	720,000
	「株式会社日本政策金融公庫法」別表第２第２号に掲げる業務として行う取引において支払うことを約する金銭の額の総額	
	農林水産業者向け業務	56,000
	保証金額の総額	1,500,000
	保険価額の総額	535,000,000
	補塡の額の総額	2,976,000
「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」第６条	保険価額の総額	2,580,000

（流用の制限）

第４条　株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行又は独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費と他の経費との間にその金額を相互に流用する場合において、「株式会社日本政策金融公庫法」第38条第１項、「株式会社国際協力銀行法」又は「独立行政法人国際協力機構法」第26条第１項の規定により財務大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

（１）　役職員に対して支給する給与に要する経費

（２）　交際費に要する経費

（補　則）

第５条　株式会社日本政策金融公庫が外貨をもって支払わなければならない債務の保証があるときは、その保証金額の総額は、外貨による保証金額の総額を外国貨幣換算率（アメリカ合衆国通貨にあっては、令和６年11月１日から令和７年10月31日までの間における実勢相場を平均した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、１通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位（10通貨単位について１円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位）についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。）をいう。）により換算した金額とする。

甲号　収入支出暫定予算

政府関係機関	収入 款	収入 項	金額(千円)	支出 項	金額(千円)
沖縄振興開発金融公庫	事業益金		123,969	事業損金	119,134
		事業益金	123,969		
株式会社日本政策金融公庫					
国民一般向け業務	事業益金		5,873,931	事業損金	1,198,364
		事業益金	5,873,931		
	雑収入		32,157		
		運用収入	3,659		
		雑収入	28,498		
	合計		5,906,088	合計	1,198,364
農林水産業者向け業務	事業益金		278,617	事業損金	276,427
		事業益金	278,617		
	雑収入		10,403		
		雑収入	10,403		
	合計		289,020	合計	276,427
中小企業者向け業務	事業益金		4,094,851	事業損金	499,628
		事業益金	4,094,851		
	雑収入		14,828		
		運用収入	7,184		
		雑収入	7,644		
	合計		4,109,679	合計	499,628
信用保険等業務	事業益金		22	事業損金	70,743
		事業益金	22	保険費	23,607,630
	保険料収入		4,101,048		
		保険料収入	4,101,048		
	回収金		1,691,039		
		回収金	1,691,039		
	雑収入		782,621		
		運用収入	782,621		
	合計		6,574,730	合計	23,678,373

危機対応円滑化業務	補償料収入		21,052		事業損金	2,815
		補償料収入		21,052	補償金	1,003,112
	雑収入		193,496			
		運用収入		193,496		
	合計		214,548		合計	1,005,927
特定事業等促進円滑化業務	雑収入		1		事業損金	1,045
		運用収入		1		
株式会社国際協力銀行	事業益金		8,275,020		事業損金	14,752,725
		事業益金		8,275,020		
	雑収入		7,181,918			
		運用収入		281,273		
		雑収入		6,900,645		
	合計		15,456,938		合計	14,752,725
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	事業益金		2,429,140		事業損金	1,156,166
		事業益金		2,429,140		

令和八年度政府関係機関暫定予算に関する報告書

一　暫定予算の要旨

本暫定予算は、沖縄振興開発金融公庫等四政府関係機関に関するもので、一般会計に準じて、令和八年四月一日から四月十一日までの期間について編成されたものである。

本暫定予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

機関名	収入（百万円）	支出（百万円）
沖縄振興開発金融公庫	一二四	一一九
株式会社日本政策金融公庫		
国民一般向け業務	五、九〇六	一、一九八
農林水産業者向け業務	二八九	二七六
中小企業者向け業務	四、一一〇	五〇〇
信用保険等業務	六、五七五	二三、六七八
危機対応円滑化業務	二一五	一、〇〇六
特定事業等促進円滑化業務	〇	一
株式会社国際協力銀行	一五、四五七	一四、七五三
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	二、四二九	一、一五六

二　暫定予算の可決理由

本暫定予算は、令和八年度政府関係機関予算成立までの間における各機関の運営を支障なく行うための応急的な措置であり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和八年三月三十日

予算委員長　坂本　哲志

衆議院議長　森　英介殿